

# サーキュラー・エコノミーへの移行推進実施要綱

(制定) 令和6年4月12日付 5環資計第732号

## 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）における、プラスチック資源循環に向けた2Rビジネスの主流化、水平リサイクルの実装に関する取組を推進するために行う「サーキュラー・エコノミーへの移行推進」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携して、都内において本事業の目的に資する取組を実施する事業者等に対し、都の予算の範囲内において、その経費の一部を補助する。

## 第3 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

### 1 2Rビジネス

- ・ 使い捨てプラスチック容器等を削減するため、リユース、量り売り等により商品の提供を行うもの
- ・ プラスチック使用製品の価値をより高いレベルで維持し、長寿命化を行うため、リペア、シェアリング等のサービスの提供を行うもの

### 2 水平リサイクル

- ・ プラスチックをリサイクルすることにより、元の樹脂と同等の品質の樹脂を得るもの
- ・ 水平リサイクル技術の実装・普及状況に鑑み、カスケードリサイクル（プラスチックをリサイクルすることにより得られた再生樹脂の品質・用途が元の樹脂よりも劣るもの）によるマテリアルリサイクルを含むものとする。

## 第4 本事業の内容

### 1 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者等（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者であって、2の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

- (1) 法人格を有する団体又は任意団体等であること。  
「任意団体」とは、法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体をいう。  
ア 定款に類する規約等を有し、当該規約等において次のイからエまでについて明記されていること。  
イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。  
ウ 自ら経理、監査等を行う会計組織を有すること。  
エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。
- (2) 補助対象事業に係る経費について、既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等の交付を受けていない者又は受ける予定のない者であること。
- (3) サーキュラー・エコノミーへの移行推進に向けて、都が実施する取組に参加・協力する者であること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。  
ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）  
イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）  
ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者  
エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者  
オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

## 2 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 2Rビジネス又は水平リサイクルに関する事業であって、都内を含む地域（首都圏又は全国等）で社会実装するために事業に着手するもの、又は、一部の地域等で実施している事業の都内を含む地域（首都圏又は全国等）への拡大を行うものであること。
- (2) 事業に着手するために必要となる調査・分析や実証等が既に実施されているもの又は調査・分析や実証等が行われているものと同様であると認められるものであること。
- (3) 複数の事業者・団体等が連携して取り組むものであること。

## 3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助

対象事業に要する経費のうち表1に該当するものであって、通信運搬費、消耗品費、備品購入費、広告料、賃借料、印刷製本費、補助人件費、外注費、謝金、保険料等に要する費用とする。ただし、人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費、本事業の実施に必要と認められない経費、領収書等により支払の事実が確認できないもの、本事業の実施期間外に使用した経費及び既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているものを除く。

表1

2 R ビジネス
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 R ビジネスに関するサービス提供に必要な基盤整備を行うための経費</li> <li>・ 従来の仕組（使い捨てプラスチックによる商品販売等）から、新しい仕組（リユースシステム等による商品販売等）に切り替えるための経費</li> <li>・ 従来の仕組に係る運用経費と新しい仕組に係る運用経費との差額</li> <li>・ 需要者（消費者、需要家）に対する普及啓発やインセンティブ付与に係る経費</li> </ul>
水平リサイクル
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の仕組（廃プラスチック類の熱回収処理等）から、新しい仕組（廃プラスチック類のマテリアルリサイクルによる処理等）に切り替えるための経費</li> <li>・ 従来の仕組に係る運用経費と新しい仕組に係る運用経費との差額</li> </ul>
2 R ビジネス及び水平リサイクルの総合的・面的導入
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定のビルやエリア等において、2 R ビジネス及び水平リサイクルに関する取組を総合的・面的に実施するために必要となる経費</li> </ul>

#### 4 補助金の交付額

	補助率	補助上限額
事業開始月から数えて1年間	1 / 2	4,500 万円
事業開始月から数えて2年目から3年目未満までの間	1 / 3	3,000 万円
事業開始月から数えて3年目から4年未満までの間	1 / 4	2,250 万円

消費税及び地方消費税を除く。また、補助範囲となる経費に1,000円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てる。

## 第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
  - (1) 公社が補助対象者に対して補助金を交付するために造成する基金への出えん
  - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

## 第6 予算措置

都は、次の各項に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 1 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

## 第7 本事業の実施期間

本事業の実施期間は次の各項のとおりとする。

- 1 本事業の補助金交付申請の募集は、令和6年度に行う。
- 2 本事業の補助金の交付は、令和6年度から令和9年度まで行う。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年4月12日付5環資計第732号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。